

介護老人保健施設 あさひ

介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション利用契約書

(事業の目的)

- 第1条 1. 介護老人保健施設あさひ(以下「当施設」という)は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーションのサービスを提供し、もって保健医療の向上と増進を図ります。また、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という）は当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本利用契約書の目的とします。
2. 当施設は、利用者に対して実施する介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーションの内容、利用日、費用等の事項（以下「介護予防通所リハビリテーション計画・通所リハビリテーション計画」という）は、別紙「通所リハビリテーションサービス計画書」に定めるとおりとします。

(適用期間)

- 第2条 1. 本利用契約書は、利用者が介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者の変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
2. 利用者は、前項に定める事項の他、本利用契約書及び重要事項説明書、別紙の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

- 第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本利用契約書に基づく介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーションの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の介護予防通所リハビリテーションサービス計画・通所リハビリテーションサービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防通所リハビリテーションサービス・通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合。
- ④ 利用者及び扶養者が、本利用契約書に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、施設、設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合。

(利用日の中止・変更追加)

- 第5条 1. 利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに当施設に申し出るものとします。
2. 当施設は、利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防通所リハビリテーション計画・通所リハビリテーション計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防通所リハビリテーション計画・通所リハビリテーション計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、利用料金の日割りでの割引又は増額はしません。
3. 当施設は、1項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申出に対して、当施設が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

(利用料金)

- 第6条 1. 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本利用契約書に基づく介護保険サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービス提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。(但し、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金に変更があります。)
2. 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し当該合計額をそ

の月の20日までに支払うものとします。

3. 当施設は、利用者及び扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。(領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。)
4. 介護予防通所リハビリテーションサービスの利用料は月額制とします。月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、下記の各号に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。
 - (1) 月途中に要介護から要支援になった場合
 - (2) 月途中から要支援から要介護になった場合
 - (3) 同一保険者(市町村)管内での転居等により事業所を変更した場合
5. 前項の他、利用者は食事の提供にかかる費用とおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を当施設に支払うものとします。

(利用料金の変更)

- 第7条1. 第5条第1項及び第2項に定める利用料金について、介護給付体系の変更があった場合、当施設は当該サービスの利用料金を変更ができるものとします。
2. 利用者は、第7条第1項及び第6条第1項の変更に同意することができない場合には、本利用契約書を解約することができます。

(記録)

- 第8条1. 当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。(実費相当分を請求します)但し、扶養者その他(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束)

- 第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第10条1. 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用

目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。(退職後も同様である。)但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき業務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業者等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第11条1. 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は、協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
2. 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
3. 前2項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(非常災害対策)

- 第11条1. 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、避難ハシゴ
2. 防災訓練 年2回の避難訓練と通報・消火訓練

(事故発生時の対応)

- 第12条1. サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
2. 施設医師が医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
3. 前2項のほか、当施設は利用者の家族等又は扶養者が指定する者及び保健者（市町村）の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第13条1. 利用者及び扶養者は、当施設に提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」

に投函して申し出ることができます。

2. 苦情については保険者（市町村）、社会福祉協議会福祉サービス運営適正委員会事務局、国民健康保険団体連合会の窓口にも申し出る事ができます。

（賠償責任）

- 第14条1. 介護予防通所リハビリテーションサービス・通所リハビリテーションサービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（ボランティア及び実習について）

- 第15条 当施設は地域に根ざした施設作りを目指しており、ボランティアや研修の場として実習生を受け入れておりますので、ご了承ください。

（利用契約に定めのない事項）

- 第16条 この利用契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

＜別紙＞

個人情報の利用目的

介護老人保健施設あさひでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

{介護老人保健施設内部での利用目的}

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ―入退所等の管理
 - ―会計・経理
 - ―事故等の報告
 - ―当該利用者の介護・医療サービスの向上

{他の事業者等への情報提供を伴う利用目的}

- ・当施設が利用者等の提供する介護サービスのうち
 - ―利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所・長寿あんしん相談センター等の連携（サービス担当国会議等）照会への回答
 - ―利用者の診療等にあたり、外部の医師等への意見・助言を求める場合
 - ―検体検査業務の委託その他委託業務
 - ―家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - ―保険事務の委託
 - ―審査支払機関へのレセプトの提出
 - ―審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

{当施設の内部での利用に係る利用目的}

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ―医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ―当施設において行われる学生の実習への協力
 - ―当施設において行われる事例研究

{他の事業者等への情報提供に係る利用目的}

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ―外部監査機関への情報提供

施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき説明を受け、内容に同意し、
交付を受けました。

令和 年 月 日

住所 鹿児島市泉町 8 番 2 号
事業者名 社会医療法人 天陽会
 介護老人保健施設あさひ
管理者氏名 厚地 伸彦 印

ご契約者 住所 _____

(利用者) 氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

(ご家族) 氏名 _____ 印

契約者 (利用者) とのご関係 _____

* 上記の契約を証するため、本通 2 通を作成し、契約者、事業者が記名
捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。